

はじめに

この燕市立分水北小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。令和 2 年 12 月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行され、令和 3 年 7 月に「新潟県いじめ防止基本方針」、令和 4 年 10 月に「燕市いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、「分水北小学校いじめ防止基本方針」を一部改定した。

1 いじめの定義

(1) いじめとは（いじめ防止対策推進法 第 2 条、新潟県いじめ等の対策に関する条例 第 2 条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

(2) いじめ類似行為とは（新潟県いじめ等の対策に関する条例 第 2 条の 2）

「いじめ類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。」をいう。

2 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを PDCA サイクルにより定期的に行う。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ不登校対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

②構成員

校長・教頭・教務・生活指導主任・該当担任・養護教諭
対応する事案に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・弁護士・医師・教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の参加・協力を得る。

③役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があつた時には委員会を開いて、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 地域・保護者との連携

- ◎保護者への意識啓発（法 第9条 保護者の責務等）
- ◎情報発信及び基本方針の周知（学校だより HP の活用 PTA 総会）
- 地域の活動によるいじめの未然防止

(5) 関係機関等との連携

- 警察、児童相談所、市教委、民生児童委員、育成委員等との連携
- 中学校区幼保小中の連携の強化

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ◎道徳教育の充実（教育計画 道徳の年間計画）
- ◎人権教育、同和教育の充実（教育計画 人権教育、同和教育全体計画）
- ◎社会性の育成（特別活動 授業 行事 BS 班活動を通じた異学年交流）
- ◎いじめ防止のための「いじめ見逃しゼロスクール運動」の推進（仲間づくり集会を年2回実施）
- 中1ギャップ解消の取組（中学校区小中交流会）
- 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

- ◎いじめ相談・通報窓口の設置
- ◎定期的なアンケート（「学校生活アンケート」年間3回…5年間保存、QUを年2回）等の実施
- ◎アンケート実施を踏まえた教育相談の充実（いじめ防止等のための年間計画）
- 日常の児童の観察

(3) いじめへの即時対応の取組

- ◎市教委への報告
- ◎組織を活用した状況調査
- いじめられている児童の保護

- いじめをしている児童への指導
- いじめられている児童の保護者への対応
- いじめをしている児童の保護者への対応
- その他の児童生徒に対する対応

(4) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の二つの要件が満たされている必要がある。
 なお、いじめ類似行為にあたっては、以下の①により解消を判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3ヶ月を目安)

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察し、心のケアに努める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。)

※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

☆学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教委に報告する。
- オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。